

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費
補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、本県が掲げる「カーボンニュートラルやまがた2050」の実現に向け、低炭素エネルギーや地域に賦存するエネルギー資源を活用し、地域内で一定のエネルギーを賄う地域熱供給等システムの整備を推進するため、次条に規定する事業実施主体が、第3条第1項に掲げる事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、前条の目的に該当する事業を行う者であって、現に地域熱供給等システムの導入に至った整備計画の調査実績を有する法人とする。ただし、現に県税の滞納のないものに限る。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、県内の工業団地等において、複数の企業等に対し地域熱供給等システムを導入するための方策の調査事業、基本計画案の作成事業及びフィージビリティスタディを行う事業（以下「FS調査等事業」という。）とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第1に掲げるとおりとする。

3 補助金の額は、地域熱供給等システム導入のFS調査等事業を行う1地点（以下「事業地」という。）につき、別表に掲げる補助対象経費のうち、令和5年度に要する経費の3分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は500万円のいずれか低い額以内とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支計画書（様式第2号）
- (3) 定款及び登記事項証明書
- (4) 地域熱供給事業の導入に至った整備計画の調査実績を証明する書類
- (5) 県税の納税証明書（発行から3カ月以内のものであって、現に県税の滞納がないことを証明するもの。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(条件)

第5条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表第1に掲げる補助対象経費ごとに、それぞれ当該経費の30パーセント以内の増減、かつ補助金額の増を伴わない変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に前条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和6年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 補助対象経費の支出に係る領収書その他の証拠書類の写し

(成果の提供)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた調査のすべてを完了したときは、その日から30日以内又は令和6年4月15日のいずれか早い日までに事業完了届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。その際、事業により作成した成果物を必ず添付することとし、経費ごとの添付資料は別表2のとおりとする。

(書類の保管)

第8条 事業実施主体は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を令和6年度末日から5年間保管しておかななければならない。

(財産の管理)

第9条 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産」という。)について、補助事業の完了後も、財産管理台帳(様式第7号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 事業実施主体が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財

産処分承認申請書(様式第8号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとし、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

4 規則22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

別表第1

経費の区分	補助対象経費の内容
業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作及び検証に要する経費をいう。また、事業実施主体が直接、調査、設計、製作及び検証を行う場合に要する材料費、人件費、消耗品費、通信交通費に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作及び検証を行う場合においては、請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事業を行うため直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費をいい、内容については、別表第2に定めるものとする。
その他の経費で知事が必要と認める経費	上記以外の経費で、知事が必要と認めた経費をいう。

※補助対象経費については、消費税及び地方消費税は含まない。

別表第2

経費	細分	内容
事務費	社会保険料	この経費から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
	賃金 報酬・給料・ 職員手当	この経費から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。

諸謝金	この経費から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、内容、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
旅費	この経費から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
需用費	この経費から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増当に係る経費をいう。
役務費	この経費から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
委託料	この経費から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
使用料及び賃借料	この経費から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
消耗品費	この経費から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、雑具類の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

規則別記様式第 1 号

年 月 日

山形県知事 殿

事業実施主体
事業所所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

令和 5 年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費
補助金交付申請書

令和 5 年度において、山形県工業団地等地域熱供給等システム事業について、標記補助
金 円を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和
35 年 8 月県規則第 59 号）第 5 条の規定により関係書類を添付して申請する。

(様式第1号)

事業計画書

事業名					
事業実施の企業名及び代表者	企業名				
	役職名			代表者名	
事業実施の担当者	事業実施の責任者				
	氏名	部署・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	メール		
	事業実施の担当者 (事業の窓口の方)				
	氏名	部署・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	メール		
事業地 (主たる実施場所)	適地マップ No		住所		
熱供給先事業者 (2事業所以上)	企業等の名称	事業実施の担当者			
		氏名	部署・役職	電話/FAX	メール

※以下の項目については、任意様式に記載して提出しても差し支えない。

<事業の概要> (記入例)

(1) 対象となる工業団地等の選定

県内の工業団地等の中から、ゼロカーボン化モデルとしてふさわしいものを選定。選定した理由も明確に示す。また、選定する工業団地は、申請者1者につき最大2地区とする。

(2) 検討条件の整理

選定した工業団地等のエネルギー需要、既存設備、周辺状況について整理。また、導入可能性のある再生可能エネルギー・未利用エネルギーについても調査。

(3) 熱供給等システム計画

選定した工業団地の等熱供給等システムについての検討。システムについては複数のケースを検討。

(検討項目)

- ・ システム整備の考え方・関連法規制等
- ・ 電力・熱供給システム (システム構成・主要構成機器仕様)
- ・ 再生可能エネルギー・未利用エネルギー活用システム (システム構成・主要機器仕様)
- ・ 概略図面 (主要機器表、電気・熱源系統図、機器配置図)

(4) 事業性検討

想定したエネルギー需要、システムを基に、建設費 (エネルギーシステムに係るもの)、ランニングコスト (光熱水費、維持管理費、人件費等) を算出する。さらに、事業スキーム (事業体制・事業手法等) を想定したうえで通常のシステム・事業方式と比較して、事業性 (経済性) を検討。

(検討項目)

- ・ エネルギーシミュレーション (電力・熱需給バランス)
- ・ 建設費算定
- ・ ランニングコスト算定
- ・ 事業スキーム検討 (事業主体・事業体制・事業手法等)
- ・ 事業性評価 (事業収支検討・IRR算定等)

(5) 導入効果検討

本事業の省エネ・CO2削減効果、地域経済波及効果等について検討。また、需要家、山形県、エネルギー事業者等の主体別のメリットについても整理。

(6) 事業化に向けた検討

本事業における課題と対応策について検討。また、事業化に向けたロードマップについて検討。

(様式第2号)

収支計画書

1 収入関係

(単位:円)

区分	令和5年度	令和6年度	合計	備考
自己資金				
借入金				
補助金				
その他				
合計				

※事業計画変更承認申請に添付する場合は、変更前と変更後の金額を比較対照できるように両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

2 支出関係

(単位:円)

区分	令和5年度			令和6年度	合計
	補助対象経費 (金額及び内容)	補助対象外経費 (金額及び内容)	計	経費 (金額及び内容)	
業務費					
事務費					
その他					
合計					

※税抜き額を記載すること。(補助対象経費については、消費税及び地方消費税は含まない。)

※事業計画変更承認申請に添付する場合は、変更前と変更後の金額を比較対照できるように両者を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体
事業所所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業
計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書

令和 年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり計画を変更し（、補助金の変更交付を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

（補助金の変更交付申請があるとき）

3 変更交付申請額

既交付決定額	金	円（A）
今回変更増減額	金	円（B）
変更交付申請額	金	円（A） + （B）

（注）関係書類は、様式第1号に準じたもの（変更前と変更後が対照できるよう記載したもの）及びその他参考となる書類とする。

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体
事業所所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式5号

事業実績書

- 1 事業名
- 2 事業実施の状況
- 3 収支精算の状況

(1) 収入 (単位: 円)

区 分	令和5年度	備 考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合 計		

(2) 支出 (単位: 円)

区分	令和5年度		合 計
	補助対象経費 (内容及び金額)	補助対象外経費 (内容及び金額)	
業務費			
事務費			
その他			
合計			

※税抜き額を記載すること。

様式第6号

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体
事業所所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業
完了届

令和 年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおりその全てを完了したことから届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 完了年月日
- 3 調査結果の概要
※概要を記載し、成果物を添付すること。

様式第7号

令和5年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費補助金
財産管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	整備又は 保管場所

- (注) 1 この台帳は、処分制限財産について記載する。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には、分割して記載すること。
- 3 単価及び金額の単位は円とする。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 耐用年数は、対象となる取得財産に該当する減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を記載すること。

様式第 8 号

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

事業実施主体
事業所所在地
名称
代表者の役職
代表者の氏名

令和 5 年度山形県工業団地等地域熱供給等システム事業化検討調査事業費
補助金に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日付けエネ第 号で補助金の交付決定を受けた標記補助事業により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第 22 条の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由
- 5 その他

※財産管理台帳（様式第 7 号）の写しを添付すること。

